北杜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第１号)

平成２９年６月１４日

北杜市長が行った平成２８年１０月１１日付北杜ま推第８０４号非開示決定に関する処分に対する審査請求の件

第１　審査請求の対象とされた情報

経済産業省太陽光発電設備設備認定情報

第２　審査会の結論

北杜市長（以下「実施機関」という。）がなした本件文書の開示請求に係る北杜市情報公開条例（平成１６年北杜市条例第１２号。以下「情報公開条例」という。）第５条第１号及び同条第６号の規定により、非開示とした決定は妥当である。

第３　審査請求及び当審査会の経緯

（１）　平成２８年９月１３日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件文書について情報公開条例第４条第１項の規定に基づき実施機関に対し、公文書の開示請求を行った。

（２）　平成２８年９月２８日付北杜ま推第７８８号において情報公開条例第１０条第２項の規定により「公開請求のあった公文書の内容が複数の機関に関係するため、その意見調整に相当の日数を要することから、期限までに公開決定等をすることが困難なため」とし、平成２８年９月２８日までの決定期間を３０日間延長し、平成２８年１０月１４日までとする開示決定等期間延長通知書を請求人に通知した。

（３）　平成２８年１０月１１日付北杜ま推第８０４号により、実施機関は、情報公開条例第５条第１号及び同条第６号を根拠に情報公開条例第９条第２項の規定に基づき非開示決定通知書（以下「本件非開示決定」という。）を請求人に通知した。

（４）　平成２８年１２月２７日、請求人は、本件非開示決定に不服があるとして、行政不服審査法に基づき、実施機関へ審査請求書を提出した。

（５）　平成２９年２月３日付で実施機関（処分庁）から審査請求に対する弁明書が提出された。なお、請求人からは、当該弁明書に対する反論書は提出されなかった。

（６）　平成２９年２月２４日付北杜ま推第１２４３号により、実施機関は、情報公開条例第１６条の規定に基づき、当審査会に対し、諮問書を提出した。

（７）　平成２９年３月１４日、北杜市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、口頭意見陳述を実施した。

第４　審査請求の趣旨

平成２８年１０月１１日付けの請求人に対する「北杜ま第８０４号」行政文書非開示決定に関する処分を取り消すとの裁決を求める。

第５　両者の主張

（１）　開示請求書における請求人の主張

ア　田園集落について

近接地に突然に何の説明もなく太陽光発電設備が出来た。平成２４年度から計画的に５０ｋＷ以下の規制のかからない手法で、市が田園集落地区に指定している地区をむしばみつつある。請求人の居宅の周辺の農業振興地域から外れた農地は、ゆうに１万㎡あるが、５０ｋＷ以下の低圧で電力会社と契約を結び、稼動中の施設が４箇所で２，０００㎡ある。

また、請求人が確認したところによると山林に設置された太陽光発電設備で請求人が確認したのは、２万㎡位あり、請求人が居住する地区の面積を９ｋ㎡と仮定すると０．３パーセント強が営利目的の設備に置き換わっている。現在の地権者が将来の事まで考え、２０年後に合法的に廃棄するかが疑問である。

イ　太陽光パネルについて

太陽光パネルは燃える。消防研究技術資料８３号は太陽光発電設備の発火及び感電事故に対する研究である。そして、暗闇の中でも発火の炎で発電する事を証明しており、消防活動時の危険性を警告している。

太陽電池層で発電された電力は電極を経て取り出され、この電極の中にカドミウム、ヒ素、セレンなどの有害重金属が含まれており、その成分の配合割合で発電効率が変化するため、メーカー各社の極秘事項として発表されていない。さらに、この電極に対し外部に電流を取り出すための配線をハンダで溶接しなければならず、ハンダは鉛とスズの合金であり、５０ｋＷクラスのパネルでもｋｇ単位の重量が使用されている。

ウ　地方自治体の役割について

資源エネルギー庁が発表したように、地方自治体に対する認定物件の開示を有効活用する事によって、どの場所にどの程度の設備が設置されるのか把握し、国民の平穏で安全な生活を過ごせるような環境を創造するのが自治体の役割と考える。

エ　太陽光パネルを取り付ける架台について

事業者の中には、建築基準法の適用から除外された事を隠れ蓑に、安易に強度設計もせず、ずさんな工事を行う者が多数存在する。経済産業省関東東北保安監督部電気安全課によると、パネルの架台は、「JISｃ８９５５太陽電池アレイ用指示金物設計標準」に基づき設置するよう指示しており、仮設用単管及びクランプで構築されている架台に対しても改善するよう指示している。

地上設置型太陽光発電設備を建築基準法から除外するとした通達は、国民の安全を守り平穏な生活権をおびやかす愚策と考えるが、地方自治体として建築基準法に縛られない「JISｃ８９５５太陽電池アレイ用指示金物設計標準」を守るよう推進させることは、なんら上位法に抵触することなく、住民目線で事業者に対して遵守するよう指導するのが行政の責務であり、これを守るのが事業者の責務である。

オ　太陽光発電装置認定開示請求についての根拠

１箇所１箇所の面積が基準に達していない場合でも、いずれ将来的には合計された面積が基準に達すると考えられ、特に近隣に住宅が密集した場所での火災等防災の予防のため、あらかじめ県としては把握しておくべき事柄と考えます。都市計画法の第１条、第２条、特に第２条の（基本理念）には、「自然環境の保全を図りつつ・・(中略)・・健康で文化的生活環境の保全を目指すため」とすると記述されており、目指すために認定情報の開示を求めることは県の当然の責務である。

太陽光パネルの火災による有害重金属の漏洩や現状では廃棄方法すら確定しておらず、不法投棄による地下水への有害重金属の浸透など現状では考えられない事態が発生する事を考慮し、土壌汚染対策法による事業者若しくは事業予定者への指導の徹底を図るべきと思う。

地下流水のポンプアップや自噴湧水で供給される上水道を含む生活用水及び農業用水を確保するため、北杜市水資源の確保と保護に関する条例の制定がされており、未だ同条例が適用されていない地域においては早急に保全指導を行い、事業予定者への徹底を図るのが行政の責務であり、そのための認定情報の開示請求を行う。

（２）　審査請求書における請求人の主張

実施機関（処分庁）は、非開示決定の理由として、ＦＩＴ制度（電気事業者による固定買取制度）自身、広く国民から「再生エネルギー賦課金」として資金を強制的に徴収している制度であり、その資金を元手に太陽光設備設置業者に対し原価をはるかに超える高価格で買い取りを行っており、例えば資本主義制度から見たとすれば、国民は資金提供している債権者であり、事業者はその資金を受け取って利益を上げ続けている債務者である。不開示決定に関する処分は、債務者の保護を目的にしており、債権者である国民の事は全く無視している不合理な制度であることを自覚しているのなら行政文書不開示請求という処分は取れないと考える。

また、平成２８年６月３０日付けの経済産業省商務流通グループ電力安全課による太陽光発電設備の制度見直しについて、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「Ｆ

ＩＴ法」という。）改正について平成２８年６月に公布、平成２９年４月より施行される予定となっており、その中には認定情報の公表として「経済大臣が認定した事業計画（１０ｋｗ未満の小規模事業を除く。）の主要な情報を広く一般に公表」するとなっており、地方自治体が認定された事業計画を公表するのは何ら差支えないものと考える。

本件処分により、請求人は債務者である事業者に比べ著しく「眺望権、平穏生活権、資産価値の低下」等の不利益を侵害されているとしている。

（３） 実施機関（処分庁）の主張

ア 情報公開条例第４条第１項に基づき開示請求を受けた公文書は、資源エネルギー庁（以下「国」という。）がＦＩＴ法に基づき取得した情報であり、利用目的以外の目的で利用しないこととする確認書を国に提出し、利用承認を受けている。このため、実施機関（処分庁）は同確認書を遵守しなければならず、国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報に該当する。また、請求された公文書を公にした場合、実施機関（処分庁）と国との信頼関係が大きく損なわれ、今後国から、同様の情報を提供されないことになるなど、市が提供された目的の事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、情報公開条例第５条第１号に規定される「実施機関（処分庁）がその他国の機関の指示により公にすることが認められない情報」及び同条第６号に規定される「市の機関又は国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にする事により、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ため非開示決定を行ったものである。

イ ＦＩＴ制度は、ＦＩＴ法の目的である「エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用することが、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることに鑑み、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与すること」として国が制定したものであり、地方自治体で運用しているものではなく、かつ、法令に基づき受託された事務でもない。よって、認定情報については、経済産業大臣がＦＩＴ法第６条に基づき認定を行うものであり、国が保有するものである。

ウ 請求人は、国民を債権者、事業者を債務者としているが、再生可能エネルギー発電賦課金として、ＦＩＴ法に基づき電気の使用者から負担を求めていることを鑑みても債権者には該当しないものと思料する。また、ＦＩＴ法に基づく制度が不合理な制度であるとの理由を挙げているが、本事件とは趣意を異にす

るものである。

エ　ＦＩＴ法は、平成２８年６月に改正され、平成２９年４月から施行されることとなっており、改正後のＦＩＴ法第９条第５項の規定により、認定情報（２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く。現行制度で認定を受け、経過措置により新制度において認定を受けたものとみなされる「みなし認定」を含む。）については、認定を行った時点で、インターネット等により公表することとしているが、本件非開示決定処分は、請求人の開示請求時点における法令の解釈によって決定するものであることから、本件処分に影響を与えるものではない。

オ　また、非開示決定の処分は、情報公開条例第５条各号に該当しない限り、開示しなければならないとしていることから、情報公開条例の目的に基づき厳正に処分が行われるものであり、請求人の「眺望権、平穏生活権、資産価値の低下」等の不利益は、本件処分によって生じるものではない。

第６　審査会の判断

（１）　本件公文書の内容について

請求人が請求している公文書（以下「本件公文書」という。）は、国が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第５９号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「改正前ＦＩＴ法」という。）第６条第２項の規定に基づき認定した設備の設備ＩＤ、設置者の氏名及び住所、所在地等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「個人情報保護法」という。）第８条第２項第３号の規定を適用し、実施機関（処分庁）に提供した情報である。

（２）　原処分時の法令の規定について

原処分時において改正前ＦＩＴ法第６条により再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について規定されているが、同法においては当該認定に関する情報の公表について別段の定めはされていない。

（３）　原処分の適法性について（情報公開条例における非開示基準について）

情報公開条例第５条第１号は、開示義務の例外として「法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する各大臣その他国若しくは山梨県の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報」を非開示としている。

前記（１）のとおり、本件公文書は、個人情報保護法第８条第２項第３号の規定に基づき、利用目的以外の目的のために提供することとされた情報を国から実施機関（処分庁）が取得したものであり、実施機関（処分庁）は提供を受

けた目的以外の目的に利用しない旨を確認書に記載し、情報の提供を受けていることから、情報公開条例第５条第１号に該当する。

情報公開条例第５条第６号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示としている。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行日は平成２９年４月１日であり、施行前に請求人に情報を提供することは、国へ「提供を受けた情報について、利用目的以外の目的で利用しません。」との確認書を提出し、情報の提供を受けていることから、国との信頼関係が損なわれ、今後、同様の情報提供が受けられなくなることが容易に予想され、情報公開条例第５条第６号に該当する。

（４）　現時点における法令の状況について

平成２９年４月１日に改正された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「改正ＦＩＴ法」という。）第９条においては、再生可能エネルギー発電事業計画の認定に関する事項が規定されている。

また、同条第５項において当該認定情報の公表について今回の改正により新たに規定された。

さらに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成２４年経済産業省令第４６号）第７条において、認定発電設備（出力２０ｋｗ未満の太陽光発電設備は除く。）の識別番号、区分、発電出力及び所在地並びに当該設備の認定事業者の氏名又は代表者名を公表項目として列挙し、インターネット等の方法により公表する旨が新たに規定された。

（５）　請求人の請求事由について

ア　平成２９年３月１４日、請求人も出席し、審査会が開催された。その席上で、委員から平成２９年４月から請求人が主張するとおり、改正ＦＩＴ法の施行により請求人の求める情報は全て開示されることから、それを待って開示請求したらどうかとの質問をしたところ、請求人は、あくまで改正ＦＩＴ法の施行前に開示請求したので、その時点で全部開示を求めるとの回答であった。

イ　従って、審査会としては、請求人が開示請求した平成２８年９月１３日の時点での非開示基準を前提として判断するより他になく、上記第６・(３)の基準により、原処分は適法であり、請求人の主張は理由がない。

第７　結論

以上のとおりであるから、「第２　審査会の結論」のとおり判断する。